

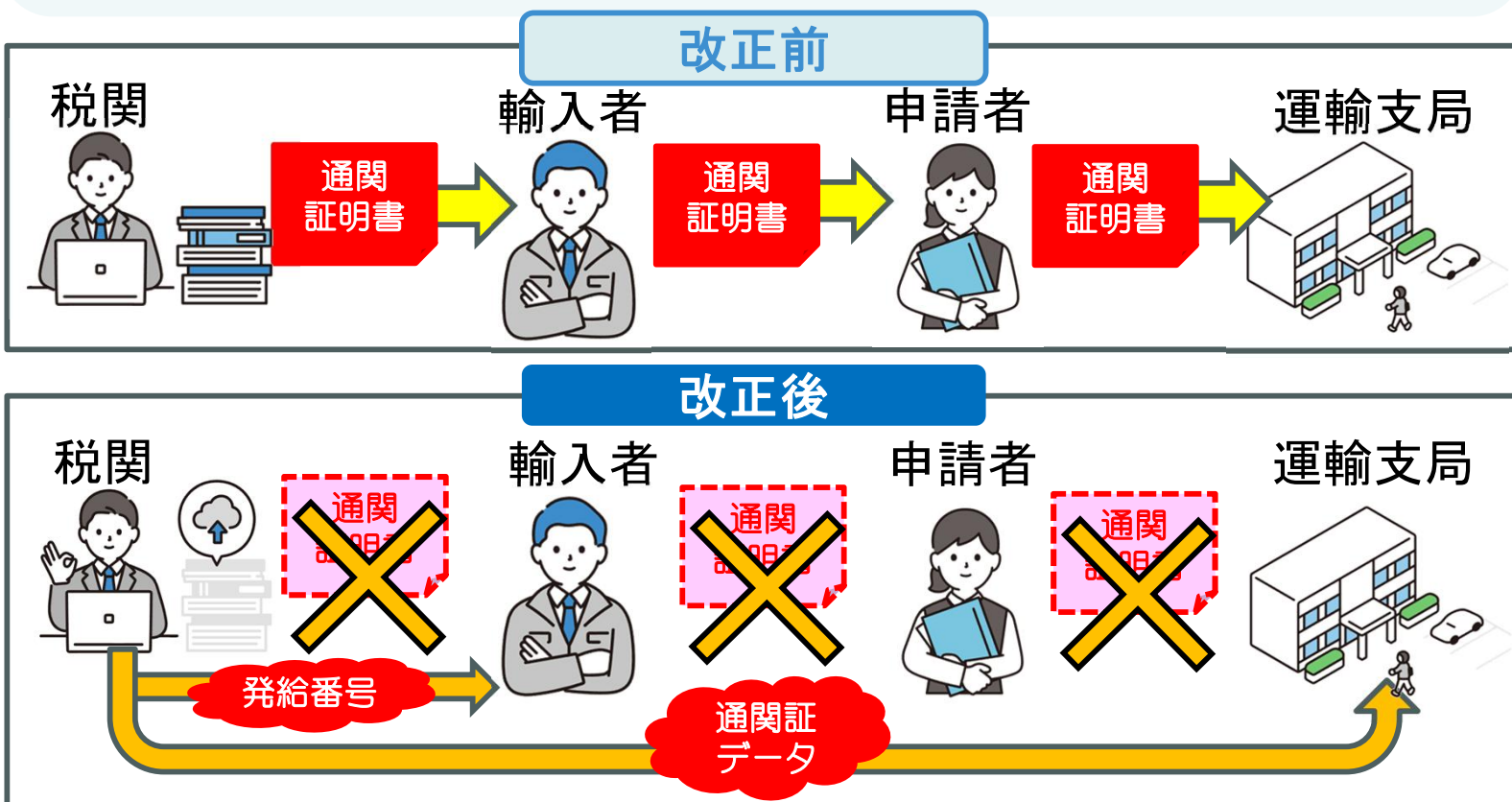
令和7年10月12日より 自動車通関証明書が 電子化されます。

【対象】
登録自動車
小型二輪
軽二輪

○税関から発給された自動車通関証明書が国土交通省へ電子的にデータ連携されるため、**令和7年10月12日以降に発給された通関証明書については、自動車登録申請時において添付が不要**となります。

※なお、令和7年10月11日以前に発給された自動車通関証明書については、現行どおり紙媒体による提出が必要です。

○自動車技術総合機構において行う、並行輸入自動車書面審査においても当該電子データが活用されます。



※税関から発行される発給番号を控えていると運輸支局における手続きがスムーズになります

※税関から国交省へのデータ連携は発給日の翌朝となるため、運輸支局等への申請については発給日の翌朝以降にお願いします

※日本自動車輸入組合(JAIA)の通関証明書は引き続き紙媒体で発行されます